

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正案	改正前
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>〔第1 略〕</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>〔(1)～(15) 略〕</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>〔ア～ク 略〕</p> <p>ケ 周波数の指定</p> <p>周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。</p> <p>なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。</p> <p>〔(ア)～(コ) 略〕</p> <p><u>(サ) 2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数の電波を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局</u></p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>〔第1 同左〕</p> <p>第2 〔同左〕</p> <p>1 〔同左〕</p> <p>〔(1)～(15) 同左〕</p> <p>(16) 〔同左〕</p> <p>〔ア～ク 同左〕</p> <p>ケ 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔(ア)～(コ) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p>

(携帯無線通信の中継を行うものに限る。) (以下「2.3GHz帯基地局等」という。) にあつては、同一周波数帯の電波を使用する放送事業用の番組素材の中継を行う移動業務の無線局との混信防止のための電波法第102条の17第2項第2号の規定に基づく運用に関する資料が提出されていること。なお、当該混信防止のための運用は、当該放送事業用の無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意している干渉検討に基づくものであること。また、同一又は隣接の周波数帯の電波を使用する公共業務用無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。

[コ・サ 略]

シ 他の無線局との干渉調整等

[(ア) ~ (エ) 略]

(オ) (ア)の規定のほか、2.3GHz帯基地局等の免許人は、2.3GHz帯基地局等の運用情報を運用開始前にダイナミック周波数共用システム(電波法第102条の17第2項第2号の照会に応ずるために電波有効利用促進センターが運用するシステムをいう。)に登録すること。また、当該免許人は、同システムに登録された同一周波数帯の電波を使用する放送事

[コ・サ 同左]

シ [同左]

[(ア) ~ (エ) 同左]

[新設]

業用の番組素材の中継を行う移動業務の無線局の運用情報に照らして計算された照会結果の通知に基づき、2.3GHz帯基地局等の電波を停波する等により、当該放送事業用の無線局に対して有害な混信を生じさせない措置を講ずるものであること。
さらに、ケ(サ)の公共業務用無線局の免許人との間の合意に基づき、当該無線局に対して有害な混信を生じさせない措置を講ずるものであること。

[ス～ソ 略]

[別表(16) — 1・2 略]

[(17) ～ (21) 略]

[2～4 略]

[第3～第5 略]

[ス～ソ 同左]

[別表(16) — 1・2 同左]

[(17) ～ (21) 同左]

[2～4 同左]

[第3～第5 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。